

午後1時30分開会

○西岡委員長 皆様こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

日程に先立ちまして、今回は改選後実質的に最初の委員会となるため、委員、執行機関、それぞれから自己紹介をお願いします。なお、お手元に名簿（案）をお配りしておりますのでご参照ください。

それでは、まず私から、このたび文教福祉委員会委員長を拝命いたしました、西岡めぐみでございます。よろしくお願いいたします。

今までは子ども部と保健福祉部で分かれて委員会が行われていたために所管のはざままで議論をしにくかった課題等が、当該委員会設置によりまして、円滑に縦横断的に議論できるようになりますので、課題解決につながることを期待したいと思っております。2年間改めましてよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて進行させていただきます。

次に、おのでら亮副委員長。

○おのでら副委員長 はい。副委員長を拝命いたしました、おのでら亮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西岡委員長 それでは、池田とものり委員。

○池田委員 はい。池田とものりです。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 白川司委員。

○白川委員 白川司です。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 えごし雄一委員。

○えごし委員 はい。えごし雄一です。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 牛尾こうじろう委員。

○牛尾委員 牛尾こうじろうでございます。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はまもりかおり委員。

○はまもり委員 はい。はまもりかおりです。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 富山あゆみ委員。

○富山委員 富山あゆみです。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はい。

それでは、次に執行機関の紹介を子ども部のほうからよろしくお願いいたします。

○亀割子ども部長 子ども部長、亀割岳彦と申します。よろしくお願いいたします。

○大森教育担当部長 教育担当部長の大森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小玉参事（連絡調整担当） 子ども部参事（連絡調整担当）、子ども総務課長の事務を取り扱わせていただきます、小玉伸一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○原水教育政策担当課長 教育政策担当課長、原水と申します。よろしくお願いいたします。

○大塚副参事（特命担当） 副参事（特命担当）、九段中等教育学校経営企画室長の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

○湯浅子ども支援課長 子ども支援課長の湯浅誠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小阿瀬子育て推進課長 子育て推進課長の小阿瀬広道と申します。よろしくお願いいたします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 児童・家庭支援センター所長の吉田です。よろしくお願いいたします。

○赤海子ども施設課長 子ども施設課長の赤海研亮と申します。よろしくお願いいたします。

○大塚学務課長 学務課長の大塚立志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本指導課長 指導課長の山本真と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○細越保健福祉部長 保健福祉部長の細越正明と申します。よろしくお願いいたします。

○原田地域保健担当部長 地域保健担当部長、千代田保健所長兼務の原田美枝子と申します。よろしくお願いいたします。

○菊池参事（連絡調整担当） 保健福祉部参事（連絡調整担当）、在宅支援課長事務取扱の菊池洋光です。よろしくお願いいたします。

○大谷参事（連絡調整担当） 保健福祉部参事（連絡調整担当）、地域保健課長と新型コロナウイルス予防接種担当課長を事務取扱いいたします、大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤福祉総務課長 福祉総務課長の佐藤久恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内福祉政策担当課長 福祉政策担当課長、山内智誠と申します。よろしくお願いいたします。

○大松生活支援課長 生活支援課長、大松雄一郎でございます。よろしくお願いいたします。

○清水障害者福祉課長 障害者福祉課長、清水直子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小原高齢介護課長 高齢介護課長、小原佳彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○辰島保険年金課長 保険年金課長の辰島でございます。よろしくお願いいたします。

○市川生活衛生課長 生活衛生課長の市川健介と申します。よろしくお願いいたします。

○後藤健康推進課長 健康推進課長と健康事業調整担当課長を兼務してございます、後藤でございます。よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 皆様、ありがとうございました。

それでは、名簿（案）につきましてですが、常時出席を求める理事者に丸印をつけてございますが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、「（案）」を取りまして、名簿とさせていただきます。

本日の日程及び資料を、先日、皆様にお配りいたしました。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

最初に、日程1、前期委員会の懸案事項についてです。

地域文教委員会の子ども部所管分と保健福祉委員会の懸案事項をお配りしておりますのでご確認ください。

それでは、ここで一旦委員会を休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

それでは、日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、お手元の教育委員会資料1に基づきまして幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、上段です。幼稚園・こども園の在籍状況等につきましてご報告いたします。

令和5年5月1日現在の幼稚園・こども園の学級数及び園児数でございます。枠内左の数字が学級数、括弧内の数字が定員でございます。定員につきましては昨年より変更はございませんが、学級数に関しましては、番町幼稚園が昨年度と比較して1クラス多くなっております。

その右枠の大枠が園児数でございます。一番右下の合計欄をご覧ください。3歳児につきましては174名、昨年と比較して11名の減となっております。4歳児につきましては185名、昨年と比較して3名の減でございます。5歳児につきましては181名、昨年と比較して42名の減となっております。合計が540名、昨年と比較して50名の減となっております。

続きまして、下の保育園・こども園・認定こども園の数でございます。定員数につきましては、昨今の定員の状況を踏まえながら、個別に保育園等と今後の見直しを協議いたしまして、一部の園でございますが定員の見直しなどを図っております。こちら右下の合計をご覧ください。0歳児が153名、昨年と比較して7名の減。1歳児が290名、昨年と比較して23名の減。2歳児が331名、昨年と比較して8名の減。3歳児が289名、昨年と比較して8名の増。4歳児が267名、昨年と比較して増減はございません。5歳児が273名、昨年と比較してマイナス25名。合計が1,603名、昨年と比較してマイナス45名の減でございます。なお、こちらの赤色の数字が現時点で定員となっていないクラスを表示してございます。傾向といたしましては、多くのクラスで定員に満たない状況ではございますが、例年、上半期につきましては空きがある傾向でございまして、下半期に向かって徐々に園児数のほうが増えてくるという傾向でございます。

次に、裏面をご覧ください。表の左側表示の上段でございますが、地域型保育事業となっております。その下、下段が認可外保育所の定員と園児数となっております。こちら表の右下の合計欄をご覧ください。こちらは、保育所の中にそれぞれ区外の方が在籍している園もございまして、こちらを区別して合計を出させていただいております。全数といたしましては334名で、昨年よりも30名の減。うち区民枠は257名で、昨年と比較して29名の減となっております。昨年、家庭的保育事業でありましたあい・ぼーと小さな家東神田につきましては、保育ママの方の都合により閉園となっております。

次に、一番下の枠の表をご覧ください。令和5年度の保育園・こども園待機児童数・留保の状況でございます。左側白丸、一番上が待機児童数でございます。こちらは該当は

ございません。その右側が特定園留保、令和5年度は15名、昨年と比較してマイナス1名です。左側真ん中2段目の白丸が留保でございます。令和5年度は4名、昨年と比較して5名の減となっております。その右側が転所留保、令和5年度17名、昨年と比較してマイナス6名の減です。左一番下白丸が育児休業延長希望の人数です。33名となっており、昨年と比較して16名の増となっております。その右が申請の取消しと辞退の数でございますが、令和5年度は4名、昨年と比較してマイナス5名となっております。在園児数の減少もございますが、比較的留保の数が減少している傾向にはございます。なお、育児休業延長の希望も増加でございますけれども、こちらは休業に伴う事業者等の制度設計が進んでいるものと見込んでございます。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 ご説明いただきましたけれども、もう一度、番町幼稚園のクラスが一つ増えたというような報告をされたと思うんですけども、どこが変更になったのか教えていただけますか。

○湯浅子ども支援課長 定員が35名でありまして、令和5年度の人数が24名となっております。20名以上に増えた場合は、1クラス20名単位で増えるという形でクラス分けをしておりますので、昨年は20名以下だったところが20名以上になったためクラスを新しく編成しております。

○牛尾委員 それは20名を超えると先生方も大変になるというような配慮もあり、20名を超えるとクラスを二つにするということでもよろしいんですかね。

○湯浅子ども支援課長 委員のお考えのとおりでございます。

○牛尾委員 それで、例えば3歳児、4歳児も年齢的には一つ上がるんですけども、やはり同じ子どもですし、1年たったとしても、やはり子どもを相手にする先生方は大変だと思うんですけども、例えば、麴町幼稚園では定員ぎりぎり4歳児35名で1クラスとなっているんですけども、これはこれでなかなか大変な数だと思うんですが、こうした4歳児クラスの先生への配慮というかな、そういうのは考えられなかったんですかね。

○湯浅子ども支援課長 保育園もそうなんですけれども、やはり歳児が上に行くに従って、配置の職員の数に対して子どもの割合は多くなってございます。こちらについては一定の基準がございますので、今後、検討の中で、保育や教育の質の向上で、やはり先生、教員の数が必要になってくるというようなことがあれば、そういったことは考えていくところではございますけれども、現時点では予定のほうはございません。

○牛尾委員 そこはよく、しっかりと状況を見ながら、現場の意見も聞いて対応していただきたいと思うんですけども、いま一度、いずみのこども園も28名、これはもう短時間、長時間で分かれているんですけども、28名で1クラスというのは、ここは幼稚園の先生も保育園の先生も担任をしているということで、こういうクラス、一つのクラスというふうになっているということでもよろしいんですかね。

○湯浅子ども支援課長 はい。お見込みのとおりでございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○池田委員 今の説明の中で、保育園・こども園・認定こども園、定員を見直すということもありまして、裏面のほうも留保がやはりなくなっていないというところで、赤の数字

は、きっとこれ、定員を満たしていないところだと思うんですけども、留保について、ほかの空いているところに促すだとか、どうしても預け入れたいというお声ではなく、どうしても特定のところに希望される方が多いんですかね。

○湯浅子ども支援課長 やはり、地域によって実情は若干違うんですけども、近くに通いたいですとか区立保育園がよいですとかこども園がよいですとか、様々ご理由はありますけれども、入れないということではなく、やはり選んで、その中の希望で、例えば第一希望に入れなければ第二希望、第三希望で入っていただいているんですけども、それでもなおやはり第一希望にしたいというような方が留保になっている現状でございます。

○池田委員 仕方がないと思います。その辺りは可能性はあると思うんですけども、というか、定員の見直しというのが先ほど課長のご説明でありましたけれども、そういった中で、定員を増やすのか減らすのか、どういう検討をされているんでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 実情に応じて、こちらは定員のほうが見直されていると判断してございます。例えば、アスク二番町保育園ですと、昨年と比較して定員のほうを減しているというような状況もございますし、岩本町ちとせ保育園などは、逆に定員をちょっと増やしているというような傾向もあり、それぞれ実情に応じて定員のほうの見直しを行っております。

○池田委員 はい。

○西岡委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、（１）幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況について質疑を終了いたします。

次に、（２）令和５年度学童クラブ学年別在籍状況について、理事者からの説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料２をご覧いただきたいと思っております。こちらが令和５年度学童クラブ学年別在籍状況（令和５年５月１日現在）の表でございます。

こちらの表なんですけど、まず表の頭ですね、学童クラブの種別ごとに区分けをしております。まず、区立の学童クラブ、あと児童館と一緒にいるということで民間のものも含めたもの、こちらが①から⑥でございます。その横、学校内の学童クラブということで、⑦から⑪、そして私立の学童クラブということで、単独型のものとして⑫番から⑲番、以上となっております。

こちらの縦が学年ごとの数字でございます。まず、区立のところを見ますと、①から④の合計ということで、定員が１８９人に対して２３３人、これは昨年度のこの同じ時期と変わらない数字となっております。⑤以降、学校内の学童クラブと私立の学童クラブを含めまして、民間で運営しております学童クラブ、こちらは定員が９８９人に対して在籍は９９６人となっております。全ての合計、一番右側ですね、こちらが令和５年５月１日時点では１,２２９人ということで、その２段下の、昨年度同じ時期の人数と比べまして６０人強増えております。

こういった状況なんですけれども、現在のところ待機児童は発生していない状況という

ことで、先ほどご紹介しました区立の学童クラブですとか、一部の私立の学童クラブにおきまして、定員を超えても柔軟に運営は可能ということで、利用頻度ですとか、そういったものを勘案いたしまして定員よりも多めに受け入れている、そういったような学童クラブがございまして、そういったところで飲み込んでいるというような状況でございます。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○えごし委員 この16番のキッズクラブ神田のほうが、今、在籍人数が21名で、極端に言うと少なくなっているのは原因があるんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 キッズクラブ神田につきましては、千代田小の学区の近くにありまして、さほどそんなに遠くないんですけれども、千代田小の学校内学童クラブのアフタースクールさくらというのが定員110人ということで、比較的人数が多いところがございますので、今のところそこに多くのお子さんが行っているので、キッズクラブ神田のほうには翻ってあまり行かない状況なのかなというふうに見ております。

以上です。

○えごし委員 毎年、現状はこういう状況ということでよろしいですかね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 キッズクラブ神田については、大体、そうですね、大きく減ったとか、そういうことではない状況です。大体同じような形です。

○えごし委員 あと、今、在籍人数が定員を超えて柔軟に受け入れているという話がありましたけれども、これは希望されている方は基本的に入れていくということでよろしいでしょうか。もういっぱいなので入れませんと断られているところも中にはあるということでもよろしいでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらは、まず第一希望として、例えば学校内学童クラブに入りたいというご家庭が多いですけれども、ここはやはりなかなか定員が多いところと、あと少ないところもありまして、なかなか実際はそこに入れるお子さんというのは低学年のお子さんに限られてしまうような状況となっています。ただ、そうはいっても、そこだけご希望いただくというのではなくて、第三、第四希望までご希望を伺っておりまして、その中で入れるところ、こちらをご調整いたしまして、個別に相談してそこにお入りいただくというような調整をしております。で、そうした結果、いわゆる待機児童というのは発生していない状況ということでございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○富山委員 ご説明ありがとうございました。

資料についてお伺いします。一番下の欄の備考で、私立の人数が書いてある。これはどういった意味でしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 失礼いたしました。こちら備考欄の私立は、いわゆる私立の小学校に通っておられるお子さんで、ここの学童クラブを利用されている方の人数ということでございます。

○富山委員 ありがとうございます。

○池田委員 関連。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今、私立のお子さんが入っていて、特に待機をしている子もないというこ

となんですけれども、学年等はこれ、分かりますか。私立で皆さんこれ、低学年の方なのか、おおよそでもいいんですけれども、学年が分かれば、全部というわけにいかないんですが、どんな傾向なんですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ちょっとすみません、今、手元に詳細なデータはないんですけれども、やはり低学年のお子さんが多い傾向にあるかと考えております。

○池田委員 低学年主体で学童クラブの在籍になっているのは分かるんですけれども、4年生以降で、やはり継続して学童クラブに通いたいというお子さんたちの声もあると思うんですが、なかなか低学年優先でということで、どうしても定員になってしまうところもあるように聞いているんですけれども、その辺りの状況はいかがなんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 学童クラブの入会の調整に当たっては低学年の児童優先の仕組みとなっています。一方で、4年生以上でもご利用いただいている方がいらっしゃいます。なるべくご希望に添った形でご利用いただきたいと思いますのと、あと、いわゆる放課後子ども教室ということで、学校の放課後の学びのプログラムですとか、校庭で遊ぶプログラムとか、そういったものもご提供しております、そういったものも含めて、全体として4年生以上のお子様についても、放課後を安全・安心にお過ごしいただける取組を進めていきたいと考えています。

○池田委員 学校内でといっても、今、事業者が入っているところもそうですし、あとは児童館のほうでの学童クラブというところで通っているお子さんとは別に、そこに入れないうちのお子さんでも児童館に通っているというところで、どうしてもいろいろ区別せざるを得ないというのが現場であると思うんですが、その辺りの、現場としては、お子さん、子どもたちが同じように過ごしているんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 例えば、区立の児童館、学童クラブもやっています、そこで一般でご利用されるお子さん、あと学童クラブのお子さんということで、一つ違う、いわゆるおやつ提供ということで、それはおやつ代を学童クラブのお子さんについて集金いたしまして、その集計したお金でやっておりますので、そこはさすがに学童クラブのお子さん専用ということになっております。ただ、それ以外の部分については、ほぼ全く別に何か区別することなく、体育館であっても図書室でありまして、同じように一般の来館のお子さんでも利用できますので、そこは指導員のほうも特に何か区別してということではなく、その日いるお子さんたちが元気に過ごせるよう取り組んでいるところでございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まあ、保育園は空きが出てきたけれど、今度は学童がなかなかいっぱいになりつつあるというところで結構大変だと思います。学校内学童はやっぱり人気といますかね、もう保護者の方も安心できるでしょうから、低学年を中心に利用があるんですけれども、例えば、きょうだい別々の学童に通っているというお子さんの数とかは把握されていますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今、手元にはそういったような、すみません、データはないんですが、確認すれば、人数については分かるかと存じます。

○牛尾委員 保育園では、お子さんを別々の保育園に預けるのは大変だからということで、なるべくきょうだい枠もつくって一緒に保育園に行けるようにということなんですけれども、

学童についても、きょうだいを学校を終わって二つの学童に分かれるというのは、やっぱり特に下のお子さんなんかは不安を持たれると思うんですけども、そこはやはり同じ学童に行きたいと、お姉ちゃんも行きたいと、お兄さんも行きたいというのであれば、そういった希望に応えるような対策というのかな、もちろん低学年が学校内学童に行くというのは当然重要なことなんでしょうけれども、やっぱりきょうだい別々の学童に行くというところも見直していくというのかな、そういうのも必要だとは思いますが、そこのお考えはいかがですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ちょっとその辺の、そうですね、調整の仕方のところについては、ちょっと、いろいろ、様々ご意見も頂きながら、検討していきたいと思えます。

○牛尾委員 最後。あと、アフターのお茶の水、今度建て替えになりますよね、お茶の水小学校はね。これは、今、枠60が定員か、これは今後定員が増えるようなことで考えていらっしゃるのですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 アフタースクールお茶の水、そうですね、建て替え、移転後の学校内学童クラブにつきましては、ちょっとその施設の状況等も勘案しまして、また、事業者との調整もごさいますので、そういったのも含めて、こういったような今ニーズが高いという状況も踏まえて検討していきたいと思えます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは（2）令和5年度学童クラブ学年別在籍状況について質疑を終了いたします。

次に、（3）令和5年度学級編制について、理事者からの説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、令和5年度学級編制につきまして、教育委員会資料3に基づきましてご報告させていただきます。

令和5年度の学級編制につきましては、文部科学省が実施する学校基本調査の基準日である5月1日の状況をご報告するものでございます。

資料の上段をご覧ください。小学校の状況となります。左側が学級数でございます。表の下が合計数になっておりまして、学級数は全体で118学級です。児童数につきましては、その表の一番右側の端で、合計数は3,289名となっております。これを昨年の5月1日と比較いたしますと、学級数は1校で1学級の減、3校で4学級の増、全体としては3学級の増。児童数全体では51名の増となっております。学級数の増の内訳でございますが、麴町小学校が1減、番町小学校1増、富士見小学校2増、昌平小学校1増となっております。

続きまして、中学校・中等教育学校の前期課程でございますが、その下段の真ん中の表となります。学級数は左側の一番下の合計でございますが、全体で35学級、生徒数が右の一番端でございますが、1,185名となっております。昨年の5月1日と比較いたしますと、学級数全体としては2学級の減、生徒数は64名の減となっております。学級減の内訳でございますが、麴町中学校2減、麴町中学校の特別支援学級が1減、神田一橋中学校1増となっております。

次、その下の表でございます。特別支援教育における通級指導学級・特別支援教室の児



童・生徒数でございますが、こちらにつきましては通常学級の児童・生徒数の中に含まれており、内数として記載しているものでございます。まず一番上の通級指導学級でございますが、昨年19名から20名ということで1名増。その下真ん中の小学校特別支援教室、昨年179名から193名、14名の増。中学校特別支援教室42名、変わらずでございます。

一番下の表でございます。中等教育学校全体の学級数、生徒数ですが、昨年の5月1日と比較いたしまして、生徒数が9名の減となっております。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 今、小学校のところで生徒数の推移を教えてくださいまして、51名増とありましたけれども、区外から通っている生徒数の推移、割合というのはどのようになっていますでしょうか。

○大塚学務課長 すみません。数は把握しておるんですが、ちょっと今手元に資料がございませんが、区域外就学という形になろうかと思っておりますので、基本的には、区内にお住まいの児童・生徒さんに通っていただくのが、当たり前ですが基本となっております。またこちらにつきましては別途対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

○はまもり委員 分かりました。ちょっと教室不足のところも気になっていたんですけど、これは後の議題のほうがよろしいですかね。後のほうがいい。（「今でも」と呼ぶ者あり）今でも大丈夫、すみません、失礼しました。

この51名増というところで、数年前から小学校のところの教室不足、教室に替えていくといった対応が見られていると思うんですけども、現状はどのような状況になっていますでしょうか。

○原水教育政策担当課長 この後説明いたします、今後の学校等のあり方基本構想で説明させていただきます。

○はまもり委員 はい。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 教室数については後からご説明いただくということですがけれども、この特別支援学級、千代田小、教室が増えていませんか、学級数が。いかがですかね。4クラスのままですかね。

○大塚学務課長 すみません。昨年と比較して、千代田小の特別支援学級は、教室、クラス数は一緒でございます。

○牛尾委員 一緒ですか。

○大塚学務課長 はい。

○牛尾委員 分かりました。じゃあ……

○西岡委員長 ほかにございますか。以上かな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（3）令和5年度学級編制について質疑を終了いたします。

次に、（4）今後の学校等のあり方基本構想（案）について、理事者からの説明を求めます。

○原水教育政策担当課長 では、私から、今後の学校等のあり方基本構想（案）につつま

して説明をさせていただきます。教育委員会資料4-1をご覧ください。

まず、検討を行いました背景についてです。近年、区内の児童・生徒数の急増による教室不足等が生じてきていることから、学校諸室の改修等により普通教室を増設、または新校舎整備に合わせた教室数増設について取組を進めているところです。一方、国では「令和の日本型学校教育」の構築を目指しまして、新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方を検討しております。こうしたなか、従来とは異なる多様な教育方法や学習活動を展開するためには、学びの環境や学校のあり方にも大きな変革が求められていることから、学識経験者、学校関係者等で構成する基本構想策定委員会を設置し、検討・協議を行ってきたところです。

2、これまでの経過です。令和3年度は検討協議会を全4回開催いたしまして、報告書を作成いたしました。令和4年度は、基本構想策定委員会を全5回開催いたしまして、この基本構想（案）のほうを作成してまいりました。

成果といたしましては、区内の子どもたちをどう育てていくか、どう育ててほしいかというビジョンを実現していくため「区の強みを活かした新しい学びのスタイル・環境の創出」に向けた取組としまして、短期的・中期的・長期的に実施していく内容をロードマップとして整理し、「基本構想（案）」として取りまとめたところです。

資料の4-2が本編、資料の4-3が資料編となっております。また、参考までに昨年度の検討体制のほうの委員一覧をつけております。

続きまして、教育委員会資料4-2をご覧ください。

最初のほうは各小学校の特徴ですとか事実をまとめたものになっておりますので、少し飛ばさせていただきます。13ページをお開きください。まず、各学校の敷地面積、校舎面積、校庭面積の一覧となっております。この表の見方ですが、一番上の麴町小学校を参考に説明をさせていただきますと、例えば、校舎面積に関しましては、面積としては6,800平米強ございまして、小学校の設置基準からいたしますと、生徒の数からすると2,973平米あればよいと。また、児童1人当たりの面積といたしましては、この麴町小学校につきましては1人当たり12.1平米の面積があると。表の一番上に23区平均という括弧書きになっている部分があるかと思うんですけれども、こちらが23区平均としては1人の児童に当たって10平米強という形になっております。また、小学校の設置基準に基づきますと、1人当たり5.2平米の校舎面積があればよいとされております。また一方、校庭面積に関しましては、見方としては同じような見方になりますけれども、生徒1人当たりの校庭面積、どの学校につきましても、ちょっと千代田区の場合は、1人当たりの面積が、23区平均と比べると少し小さくなっているというところです。

次に、14ページをお開きください。14ページの下段に各学校の普通教室数の推移をまとめてございます。左の平成25年度の普通教室数から各学校の普通教室への改修の推移を記載しております。平成25年度に比べまして、一番右側の令和4年度のところに関しましては、令和4年度時点の各学校の普通教室として使用可能な教室数を記載しておりますので、一番上の麴町小学校でいきますと、平成25年の時点では14教室であったものが令和4年度末では21教室に増設しているという見方になります。

次に、19ページをお開きください。19ページが令和3年度に実施しました今後の小学生年齢人口、中学生年齢人口の見込みとなっております。コーホート変化率法を用いま

して平成29年から令和3年度までの計5年間の住民基本台帳を基に5年間の0から15歳までの年齢ごとの推計を行いました。小学生、中学生ともに今後5年間は増加傾向が続く見込みとなっております。

その次の20ページをお開きください。今ご説明しました19ページの推計結果を基に、通学区域や進学状況等を踏まえ、小学校学年別の令和7年度までの想定児童数を推計した結果です。なお、17ページ上段に記載してございますが、義務教育法の改正に伴いまして、令和7年度までに段階的に35人学級へ移行する必要があることから令和7年までの短期推計を行ったところですが、今年度につきましては、令和2年度の国勢調査をもとに、中長期的な推計を実施する予定としております。

次に、28ページをお開きください。28ページから35ページに学校別の想定児童数、学級数を整理しております。このグラフの見方といたしましては、オレンジの棒グラフが学級数の想定、青の線が、現在、普通教室として使用可能な数、赤の線が改修を行うことで普通教室として利用できる最大数となっております。例えば、29ページの九段小学校につきましては、現在17教室を普通教室として使用しており、青のラインが19教室までとなっておりますので、19教室までが、今現在、普通教室として使用可能となっております。また、不足が見込まれた場合は改修を行いまして、最大赤のライン20教室まで確保可能となっております。

次に、30ページをお開きください。30ページの番町小学校につきましては、令和7年度に普通教室の不足が見込まれるため、令和6年までに4階にある準備室、倉庫を改修し、19教室まで確保する予定としております。

最後に、37ページのロードマップをお開きください。左にございます、区が目指す子どもの姿の実現に向けまして、千代田区の強みを生かした新しい学びのスタイル、環境を創出していくため、取組項目を1から3に整理いたしまして、それぞれ今後の取組の方向性、それに向けて短期、中期、長期的に実施していく内容を記載しております。例えば、項目1（1）区の強みでもある区内にある大学と各種学校、企業との連携を強化していくために、例えば、短期的には先行事例、既存連携事例を調査していくとともに、区立小中学校と大学、企業をつなぐための体制を構築していく予定としております。

また、項目2、柔軟で創造的な学習空間の創出に向けまして、（2）よりよい教育環境を整備していくため、計画的な施設の建替えや大規模改修を行うとともに、校庭面積の確保に向け、例えば資料の4-3、資料編の45ページをお開きください。こちら新宿区の新宿区立花園小学校と花園公園の事例となっております。花園小学校につきましても校庭面積が狭いということから、建て替えの際に、この隣にあります花園公園と一体的な利用可能性について検討し、小学校を建て替える際に校庭の一部としてこの公園を一体整備したことで校庭面積が増えたという事例となっております。こうした事例を参考にしながら、今後、建て替えの際は、公園との一体的な利用可能性について検討を行っていく予定としております。

資料編につきましては、基本構想を検討する際に参考とした資料をまとめた冊子となっておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 先ほど教室が不足していたところについてご説明いただきましたけれども、別の用途で用意していたものを、今、教室にして増やしているというお話だったんですけども、もともとあった用途のために造っていた教室を変えることでの何か不具合というものは出ていますでしょうか。

○原水教育政策担当課長 もともとほかの用途で使用していた教室、例えばコンピュータ室ですとか視聴覚室みたいなものを普通教室化しているところが多いんですけども、時代の流れに応じて1人1台タブレットということで、コンピュータ室ですとか視聴覚室みたいな形で、児童が移動してパソコンを学習するというようなことが必要なくなってきましたので、そういったところを普通教室化したところです。また、図書室等、一部学校に関しましては改修をさせていただいて、廊下に図書を配架しているような学校もございますが、令和5年度から「Yomokka!」という、1人1台タブレットに読書ができる機能を搭載しましたので、そういったことで図書室のところに関してはカバーしていくということで考えております。

○はまもり委員 ありがとうございます。いろいろと工夫していただいてよく分かりました。図書に関しては、タブレットといったところで非常に便利なところもありますが、本の手触りであったり体験といったところも非常に重要と思いますので、その本との触れ合いというところはぜひ大事にさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○西岡委員長 ご意見じゃない質問にしてもらえますか。

○はまもり委員 そうですね。読書の習慣というか、本との触れ合いというものは大切にしてほしいなと思っているんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○大森教育担当部長 ご指摘のとおり、現実世界の紙ベース、バーチャルな世界でのデータで読み込むと、両方大事だと思っていますので、過不足のないように努めてまいります。

○はまもり委員 はい。お願いします。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○白川委員 これまでに民間の学習塾の連携ないし人材派遣の経験とか実施とか検討とかということはありませんでしょうか。

○山本指導課長 指導課長です。

授業においてということに関して申し上げますと、民間の学習塾というようなところとの連携というのはございませんが、例えば、放課後等の個別学習ですとか、希望者による学習支援ということになりますと、中学校等では連携をして実施をしているというような実績がございます。

○西岡委員長 よろしいですか。

○白川委員 はい。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○池田委員 説明の中にはなかったんですけども、あり方検討の中学校の学区域についてなんですが、これまで全区域で選べるというところがありましたけれども、先ほどの、学校の学級数のことも踏まえて、麴町中学と神田一橋中学が若干差がなくなってきたように見受けられるんですけども、教育委員会としては、今後、その辺りの学区域についてはどのようなお考えがあるのでしょうか。

○大塚学務課長 中学校の学区域ということで、池田委員ご指摘のとおり、今、中学校については麴町中学校、神田一橋中学校、選択制となっております。アンバランスだった生徒数の推移ですね、大分バランスが戻ってまいりました。今現在、この中学校について、また学区域制を設けるといったような考えはございません。

○池田委員 その辺りはここで聞いていいんですかね。その辺は検討はしないというのは、今、説明があったように、生徒数がそんなに差がないし、自由に選ばせたいという思いが変わっていないということなんでしょうか。

○大塚学務課長 それぞれの中学校でそれぞれの中学の特色を生かした教育を、今、実施しているところでございまして、その中で、生徒、保護者の方も含めまして、どちらのほうで自分に適しているか、通いたいかという選択制は当面堅持していきたいと考えております。

○池田委員 すぐに結論は出ないと思うんですけども、その中で、今まで二つの中学、区立中学ですけれども、いろいろ様々特性があったかに思いますけれども、少しずつ卒業生だったり保護者の声もありつつ、区立中学というところで、少し区立中学らしいような方針を変えるようなところは、ちょっとあんまりうまく質問ができていないかもしれないんですけども、お考えはないですか。

○山本指導課長 それぞれの中学校において、校長先生の学校経営方針の下、今日的な課題も含めてよりよい教育活動が展開できるように日々検討していただいているところでございますので、その辺りもしっかりと教育委員会全体で指導・支援していきたいというふうに考えております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず、今後の学校等のあり方基本構想（案）になっていきますけれども、これ「（案）」が取れるのはいつぐらいなんですか。

○原水教育政策担当課長 本日議会のほうで報告させていただきまして、その後、所要の手続を行いまして、「（案）」のほうを取るような形で考えております。

○牛尾委員 要するに、これ、今月中に案から構想になると。今、議会に報告いただいて、所要の手続と言いましたが、その手続を教えてください。

○原水教育政策担当課長 内部での起案、決裁という手続をやりまして、今月中には「（案）」が取れるような形で考えております。

○牛尾委員 この学校等のあり方基本構想となりますよね。この構想に基づいて、今後具体的にどういった施策に反映していくのか。今、報告いただくと、その学校の教室、あとは校庭の面積、こういうところを中心に報告されましたけれども、その改善をこの構想に沿って、教室数を増やしていくとか、校庭はなかなか広げられないけれども、公園と一体化するというのはまちづくりとの関係も必要ですけれども、そういった取組を進めていくということでもよろしいんですかね。

○原水教育政策担当課長 最後にご説明させていただきました37ページのロードマップのほうに、ソフト的な取組、ハード的な取組、それぞれ区分しまして、項目についてやるべきことを記載しております。

○牛尾委員 そうであるならば、もうちょっと丁寧な、まあ、これはずっと前期の地域文教委員会でも報告がありましたけれども、もちろんハード、で、教室数をどうするのか、

校庭の基準、校舎の基準をどうしていくのかというのは当然大事なことなんですけれども、例えば15ページには、教員の負担感の増加に対してそれを改善するような環境づくりが求められていますとか、多様な学びのニーズに対応とか、今で言うならば、例えばLGBTの対応をどうするのかとか、そういったものもあると思うんですけれども、そこについてはこの基本構想の中には反映はされるんですか。

○原水教育政策担当課長 この基本構想におきましては大枠のところを整理したことになりますので、そういった個々個別の詳細につきましては、それぞれの課において取り組んでいるところだと思います。

○牛尾委員 いや、ここでは、要するに学級数とか、そういった、ここは詳しく述べられているじゃないですか。述べられているんだけど、例えば、教員の負担感の増加については、もちろん教員の数を増やすというのは国の政策の関連もありますし、大きな問題になるんですけれども、例えば、臨時教員を増やすのかどうするのかとか、そういった方向性というのはもう所管に任せちゃって、この基本構想ではこれだけということになっているのか。例えばLGBTの問題には全く触れられていないんですけれども、そこはこの基本構想では取り上げなくてもよかったということなのか、その考え方なんですよね、聞きたいのは。

○原水教育政策担当課長 先ほども申しましたとおり、この基本構想というのは大枠を定めているところですので、そういった個別具体のところまではこちらの基本構想には記載しておりません。

○牛尾委員 分かりました。つまりそこまではなかなか議論にならなかったということでもよろしいんですか、この策定委員会の中では。

○原水教育政策担当課長 先ほどもご説明しましたが、教育委員会資料4-1の背景にございますとおり、そもそも今後の学校等のあり方基本構想を検討する前提といたしまして、近年、区内の児童・生徒数の急増による教室不足等が生じていることを基にこの検討が始まったところでございますので、そうした教育課題とかということに関しては、この検討の対象ではなかったかなと思います。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 少し関連するかもしれませんが、この、教室が足りない、1教室当たりの人数が多いといったところに関連して教員の負担も多くなるわけなんですけれども、一部の小学校で以前、先生を教室から出してしまっていて授業がうまくできないというような状況があったというふうに認識しているんですけれども、こういったところは課題感としてお持ちでしょうか。

○原水教育政策担当課長 そういったこれまでの、何というんですかね、経緯等を踏まえまして、国のほうでも、令和3年ですかね、義務教育法を改正しまして、1学級当たり35人学級ということで法律のほうを変えているのかなと思います。なので、千代田区といたしましては、その法の改正に後れを取りませんよう、教室数に関して確保していくということで整理しております。

○はまもり委員 ありがとうございます。35人に向けて今準備していただいているところだと思います。一方で、ここの範囲ではないかもしれませんが、それは学校側もち

ろんですし、もしかすると家庭側もだと思いますが、非常に複合的な問題になってそういった学級崩壊的なことが起こっているというふうに思っていますので、ぜひそのところについては課題をもう少し洗い出してそれぞれの対応をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○山本指導課長 今お話しただいております教職員の負担感の増というところに関しましては、主に指導課のほうが担当させていただいております。例えば、今年度より出退勤システムを導入いたしまして、教職員一人一人の在校時間のほうを把握させていただいております。それに伴いまして、しっかりとしたメンタルヘルスの実施ですとか、今年度はアウトリーチ型、学校に訪問した形でのメンタルヘルスの事業も実施しております。また、中学校におきましては、部活動の地域移行というところも実施の初年度ということになっておりますので、そういったところからも教職員の負担感の減少というところを図ってまいりますというふうに考えております。

○はまもり委員 ありがとうございます。勤怠管理とかを含めて進めていただけるということでは分かりました。

もう一つ、恐らく負担感の増加といったところの背景に、教職員のスキルであったりとか、経験といったものも一つの課題としてはあるのかなと思いますが、その辺のスキルアップ、あるいは、何というのでしょうか、経験値を上げるような、そういったサポートというのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○山本指導課長 今おっしゃっていただいた教員のスキルの向上というものは非常に重要な観点だというふうに我々も認識しております。学校、校種、役職ごとに研修会を実施させていただいたりですとか、校務分掌に際しても研修会を実施しております。また、指導課といたしましても、指導課訪問というような形で、毎年頻繁に各学校・園を訪問させていただきまして、指導法等について指導・助言をさせていただいているというような現状もございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○池田委員 14ページのところで、ランチルームを普通教室へ転用というところもあるんですけども、これまで一斉にランチルームを利用して給食等を食べていたところですけども、だんだんとそういう場がなくなってきているというところを踏まえて、現状、食育について今どのようなお考えがありますか。

○山本指導課長 食育に関するランチルームの使用に関しましては、コロナ禍においてはランチルームでの会食というようなことが実施できなかった状況でございます。コロナが5類に移行してからも、しっかりと我々としては食育の充実というところで各学校には伝えているところです。食育については、給食時の指導はもちろんですけども、例えば学級活動ですとか家庭科の授業等々でも食育の実施ということではできるといふふうに思っておりますし、特に家庭との連携というところも非常に重要なのかなというふうにも思っておりますので、その辺り、家庭と学校との連携というところもしっかりと支援していききたいというふうに思っております。

○池田委員 その辺り、よろしく願いいたします。ただ、給食室が少しずつ廃止をしていくというところで、あまり特色ある給食が各学校でなくなってしまうのかなという心配もありまして、先日の学校保健会でも、各学校の給食がすごく展示されて非常に魅力的だ

ったんですけれども、その辺りも、特に家庭科の授業では充実が図れそうなんですが、給食についてはあまりそういう先が見えないようなところもあるんですが、いかがでしょうか。

○大塚学務課長 学校給食における食育は、子どもたちにどんな材料、どんなメニューが提供されていくかに限らず、食事を取ることによる健康への影響、それから栄養士を中心に工夫を凝らした年間の中で行事食を含めた特色ある給食の提供、こちらについては鋭意研究・検討をして、子どもたちのために食育に寄与する給食提供を今後も努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○池田委員 よろしく願いいたします。

最後にちょっと確認させていただきたいのは、現時点では中学校も小学校も黙食というのが今はもう解消されているのでしょうか。

○山本指導課長 黙食につきましては、コロナ禍においても、教育委員会といたしましては黙食というような言葉を使って学校に指導してきた経緯はございません。もちろんマナーを守るということで、食事中に大きな声を出さないですとか、そういったマナー面での指導というところは引き続きやってきたところですよ。現状、各学校の状況を確認いたしますと、コロナ禍から5類に移行して1か月がたとうとしておりますけれども、少し学校の状況等を踏まえて状況判断をしているというようなことも聞いておりますけれども、今後、グループ喫食の形式も少しずつ入っていくかなというふうに考えております。

○池田委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかにございませんか。

○富山委員 先ほどの教室増設の話に戻るんですけれども、私自身、現在の既存の文庫本を開いて読むみたいなことは難しいですので、Y o m o k k aをはじめとするオーディオブックや電子書籍について、今後バリアフリーの観点からも進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○原水教育政策担当課長 Y o m o k k aに関しましては、令和4年度は試行的に3校において電子書籍、1人1台タブレットに搭載していたところなんですけれども、令和5年度からはこれを全校に展開しているところです。

○富山委員 ありがとうございます。

○山本指導課長 補足をさせていただきますと、小学校全校で電子書籍が配備されましたけれども、学校の実情、それから学年の発達段階、図書時間の長さ等々によって、例えば1時間丸々のときには図書室で紙ベースの本を読んだりですとか、朝の短い時間15分でしたら電子書籍を活用したりですとか、そういったことでうまく使い分けているというふうに認識しております。

○富山委員 1時間の長い時間のほう、紙の書籍になりますと、私は1時間ずっとぼうっとする時間になってしまいますので、そういった観点は注視していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山本指導課長 大変失礼いたしました。もちろんお子様の状況によって、そのような配慮、各学校、各学級でも十分にさせていただきたいというふうに思っておりますし、我々もそういった指導をしっかりとしていきたいというふうに思います。

○富山委員 お願いいたします。ありがとうございます。



○西岡委員長 ほかにございませんか。大丈夫かな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）今後の学校等のあり方基本構想（案）について質疑を終了いたします。

次に、（５）第２子の保育料の無償化について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、第２子の保育料の無償化につきまして、教育委員会資料５に基づきましてご説明をさせていただきます。

こちらは千代田区議会第２回定例会に提案予定の条例改正議案の頭出しとなっております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず、１の背景でございますが、住民税非課税世帯及び低所得世帯を除く多子世帯における０歳から２歳までの第２子の保育料は、これまで２分の１を保護者が負担していたところでございますが、東京都がこれらの第２子の保育料を無償化し、当該多子世帯に対し経済的な支援を行うということになったため、関係規定の所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

次に、２の現行の制度につきまして、もう少し詳しくご説明をさせていただきます。現在の条例に基づく千代田区の保育料は３歳児以上は無償でございます。０歳から２歳児の保育料におきましても、こちらの（１）の住民税、こちらは特別区民税でございますが、非課税世帯におきましては全額免除をしております。

また、（２）低所得世帯、こちらは特別区民税９万６００円以下の世帯でございますけれども、第１子の保育料を２分の１に減額し、第２子以降は全額免除する制度となっております。

そして（３）多子世帯、こちらは同一世帯に子どもが２人以上いる場合でございますが、国と東京都の補助制度によりまして、こちらの下表にございまして、第３子以降、国の制度は第１子が就学前であれば無償化としており、東京都もこれに準じてございます。なお、第１子が小学生以上であれば、国は保護者負担を２分の１としておりますけれども、東京都がこちらを補助制度で無償化としております。第２子につきましては、国の制度は第１子が就学前の場合、保護者負担を２分の１としており、東京都もこちら準じてございます。また、第１子が小学生以上であれば、国は保護者の全額負担としておりますが、東京都が補助制度で２分の１としているところでございます。

次に、３番、第２子以降の保育料無償化に向けて制度改正のご説明をさせていただきます。多子世帯の保育料の減免につきまして、東京都は子どもを二人以上お持ちの方へのさらなる経済的負担の支援のために、下の表のとおり、第２子以降の保育料の無償化を令和５年１０月より実施するものでございます。

最後に、第２子以降の保育料無償化に伴う区の改正予定条例でございますが、（１）として、千代田区保育の実施に関する条例と、（２）千代田区立こども園条例、こちらの二つになります。まだ東京都の要綱が改正されておりませんが、令和５年１０月からの実施というのは決まっているところでございますので、施行予定期日は令和５年１０月１日と予定してございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。本件は第２回定例会で議案になる予定の案件です。

事前審査とならないようご協力ください。また、概括的な質疑や資料要求などありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 特にありませんね。それでは、（５）第２子の保育料の無償化について質疑を終了いたします。

次に、（６）就学前プログラムの改訂（中間報告）について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、就学前プログラムの改訂の中間報告につきましてご報告をさせていただきます。お手元の教育委員会資料６－１をご覧ください。

１、概要でございます。区では、平成２５年３月に千代田区の子どもたちのための就学前プログラム、以下、就学前プログラムとさせていただきます。こちらを策定いたしまして、就学前施設の施設類型にとらわれることなく、子どもの発達や学びの連続性を考慮した保育・教育に取り組んできたところでございますが、保育施設の増加や社会情勢の変化とともに、乳幼児保育・教育の重要性がさらに増してきているところでございます。そこで、従前の就学前プログラムを踏まえながら、区の現状や保育者、教職員のアンケートなどによる課題を基に、様々な保育施設の保育者がより分かりやすいものにすべく、理論編と実践編に冊子を分け、これまでの保育と教育の取組を活かしながら、目指すべき子どもの姿を共通で認識し、一層の保育・教育の質の向上を図ることを目的といたしまして、千代田区の子どもたちのための就学前プログラム策定委員会——以下、こちらは策定委員会とさせていただきます——を設置し、改訂作業を進めているところでございます。このたび、理論編の冊子が作成できましたので、今後のスケジュールとともに中間報告をさせていただきます。

２、改訂のポイントでございます。先ほどご説明させていただきましたように、就学前プログラムの構成は理論編と実践編に分けて作成してございます。理論編につきましては、小学校教育との接続を踏まえ、教育課程の編成や指導計画の作成などに当たり、区の基本的な考え方などを反映してございます。

次に、現在作成している実践編でございますが、発達や学びの連続性を考慮した具体的な指導方法について、実際の保育・教育の参考事例を掲載する予定でございます。

（２）４つの取組の設定でございます。社会情勢の変化を踏まえまして、４点こちらを軸に改訂作業を進めているところでございます。一つ目は、保育・教育の質の向上。二つ目が、保幼小の円滑な接続・連携。三つ目が、多様性に応じた子どもの支援。四つ目が、就学前施設における地域の子育て支援機能の充実。こちらを軸に改訂作業を進めております。

これまでの進捗及び今後の予定を簡単にご説明させていただきます。令和３年度策定委員会の設置、策定委員会は４回開催いたしました。こちらで保育従事者と策定委員のアンケートを実施してございます。令和４年度は策定委員会を６回開催いたしまして、理論編を作成いたしました。令和５年度、今年度でございますけれども、策定委員会を４回開催する予定で、さらに作業部会を４回開催する予定です。こちらで理論編と実践編を合わせた概要版を作成したいと考えてございます。

理論編の作成に伴いまして、リーフレットを併せて作成いたしました。お手元の教育委

員会資料6-2をご覧ください。A3の見開きとなっております。こちらのリーフレットにつきましては、現場の実務者にこちらを理解していただくことによりまして、千代田区の保育・教育の取組への参加、こちらをより身近に感じていただくことを狙いとして作っております。

区民の皆様には、先ほどもご説明させていただいたとおり、実践編の作成後、理論編と実践編を組み合わせた概要版を作成し、より分かりやすくお配りする予定でございますが、希望される方がいらっしゃればこちらのリーフレットもお渡しさせていただきたいとは考えてございます。

まず、表紙でございます。予測困難な時代における乳幼児教育の重要性を意識した千代田区がめざす子どもの姿を掲載しております。それぞれの子どもの姿が重なり合って育ってほしいという思いを込めて、子どもの姿の下にいろいろなご意見も併せて掲載いたしました。

見開いてご覧ください。こちらは保育に取り入れていただきたい四つの取組を掲載しております。今年度には、これらの取組についての具体的な事例を、実践編として作成いたします。

閉じていただいた、最後の裏面でございます。こちらは幼児教育を行う施設として共有すべき事項である、育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を保育・教育の際に特に考慮していただきたいものとして掲載しております。特に千代田区としては0歳の乳幼児から資質・能力を育む保育を行い、子どもの主体性を大切に、一人一人に応じた保育・教育をしているということを強く伝えたいという策定委員会の思いもございます。

最後に、参考といたしまして、理論編の冊子の素案を委員のお手元に配付させていただきました。こちらは一般的にはお配りしていない資料でございますので、本委員会の委員の皆様に参加配付とさせていただきたいと思っております。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。今ありましたとおり、こちらの資料のうち右上に参考とある資料は委員限りの配付となっておりますので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意ください。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○白川委員 非常に感銘を受けました。それで知りたいのは、これ、誰が指導するということところがちょっと見えなかったもので、もしそのモデルというか、何かあれば教えてください。

○湯浅子ども支援課長 指導といいますと、それぞれの保育園、幼稚園、これは私立、公立を問わず、保育者や教育者が指導していただくために作った実務者のためのいわゆるマニュアル的なものでございます。

○牛尾委員 白川委員がおっしゃったとおり、子どもたちをこれに基づいて指導をしていく、教育をしていくのは保育士、幼稚園の先生というふうになると思うんですけども、もちろんその子どもたちが自分でいろいろなものを考えて課題解決をする力を養っていくということも大事だし、自分らしさをつくり上げていくということも非常に大事なことですけれども、問題は、教える側の保育士、または先生方が大変な状況、忙しくては子ども一

人一人に向き合えないということがあると思うんですよね。もちろんこうした就学前プログラムを作って、これに沿って保育をしていくということは大事なかもしれませんが、一方で、保育を担う先生方の負担解消という面では、ここの策定する中で議論になったのか、そこはどうなんですか。

○湯浅子ども支援課長 委員おっしゃるとおり、やはりこちらを手にとって活用していただかないと策定した意味もございませんので、そのためにこの概要版というのを併せて作りまして、いつでも簡単に手軽に手に取れるような形で指導に役立てていただきたいと。また、負担もこの冊子1冊読むにはかなり時間がかかるとは思いますが、そういったものも含めて概要版を活用していただきたいと考えてございます。

○牛尾委員 もちろん概要版を使って、これを見れば先生たちも活用できるというようなものを作っていくというのは一つ大事なんだけれども、とはいえ、区立の場合は別としても、民間の保育園の場合は先生たちが集まらないということで大変な保育園もあると。もちろんそうしたところの保育園に通っている子どもも区立やこども園と同じように、小学校に上がる時は同じ、何といひかな、レベルで学習効果を上げましょうねという中身じゃないですか。保育園によっては、なかなかもう子どもを見るだけでも精いっぱいというところがあると思うんですけれども、その支援といひかな、そういうのも含めてやっていかないと、せっかく作ったけれども、区立ではこれが生かされ、民間ではなかなかこれまで進めないというようなことがあってはまずいですし、やっぱり園によって様々な差が出てくるというのはどうかと思うんで、そこについての対策というのはしっかり取っていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○湯浅子ども支援課長 平成25年に当初就学前プログラムを策定されたときには、やはり保育園の数というのがあまり多くなかった時期でございまして、そうはいっても待機児童対策で保育園の誘致に努めていたところではございますが、一定の認可保育園ですと、やはりそれなりにこういった指導というのもできていくということは考えられるんですけれども、やはり認証ですとか認可外保育園、そういったところの中では、同じような形でやはりずっと底上げ的なことをするのは難しいところもあるかなとは考えてございます。しかしながら、千代田区のこの保育・教育を通してめざす子どもたちの姿というところは共通に認識していただきながら、やり方ですとかペース、こういったものは若干違ってくるだろうというところはございますけれども、区としてもできるだけ巡回相談ですとか、様々な講習会、研修会を活用して、ぜひご理解とご協力を賜りたいと考えてございます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 ペリー就学前教育計画、アメリカで壮大な実験をやりました。ちょっと十数年前に調べたことなんで情報が正確じゃないかもしれませんが、2歳から6歳のスラムの子どもを2時間エリート教育をやると。2年間ですかね。その後、その子どもたちの人生がどうなっていくかというのを40年間調べたという実験がありまして、その2年間があった子とない子で大きく人生が変わったと。要するに大学進学率とか、その後ドラッグをやったとかやらないとかということで大きく人生が変わったということで、就学前の教育というのは、実は人生に関してかなり大きい決定的な影響があるということが分かっています。ですから、このプログラムには賛成なんですけど、ここで大事なものは、そこでエリート教育、ちゃんとしたエリート教育をやったという事実があって、そこでせっかくこういう高いし

ベルのことをやろうといったときに、もう一つ負担が大きいことをこれまでの先生たちにやらせるというのは酷かなと思います。ただ、その実験では2時間ですから、別にその人材を呼ぶとか、そういったことが可能ではないかと思うんですが、例えば引退した方とかですね。いかがでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 ちょっと私の手元にある資料ですと、アメリカの経済学者のヘックマンという方が当初こういった提唱をされて、それに基づきまして日本でも2017年に改訂された幼稚園教育要領ですとか、保育所保育指針、こういったものには反映されてきているというふうに考えてはございます。そういった中で、保育者・教育者の方にご負担をかけるというようなところも若干考えているところではございますが、今お話がございましたとおり、巡回指導などにおいては、保育園・幼稚園を退職された方がいろいろな相談に、巡回に回ったりもしてございます。そういった中で、もしこれからこの就学前教育、こちらのプログラムを策定していく中で、分かりにくいですとか、ちょっと難しいということがあれば、併せて指導していくような形で考えていきたいと思っております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今のところにも少し関連しますが、今回は理論編ということで、また実践編が出るということですので、そこに非常に期待したいところではあるんですけども、例えば、この39ページのアンケートとかに書いてあるところで、子どもの主体の尊重をしていくような教育をやっていききたいといったときに、非常に難しいんだろうなと。なかなかその理論で聞いただけでは実践ができないといったところがあると思います。そういった実践、あるいは先生方のそういった教え方の変化とか、こういうことを子どもの主体の尊重とかができているとか、そういったところを判定していくような、そういったプログラムみたいなものも考えていますでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 まさしくそういった形で実践編は作っていきたくて思っております。いろいろな保育者や教育者の方の考え方というのはあるかとは思いますが、そういった中でも、お手元でお配りさせていただいている資料で103ページに策定委員会の名簿をつけさせていただいておりますが、様々な方にこの策定委員会の中でいろいろな経験や知識を基にこの冊子を作り上げていくということで今進めているところでございます。そういった中で、ぜひ具体的でより分かりやすく実践しやすいものを作っていければと考えております。

○はまもり委員 実践面も含めて考えていただいているということで、例えばなんですけど、ここの実践を実際に冊子にしていく段階で、小さな試しというか、実際にやってみて検証していくみたいなことも含まれていますでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 基本的には、やったことがないよりも、やって有効的だったものというのがこういった事例の中に出てきて、それを広めていくというように作り上げていくものかなと考えております。

○はまもり委員 きっとそうなんだろうなと思うんですけども、そこをまた広げていくといったところに少しハードルがあると思ってしまして、どのような段階で広げていくのかという、同じ園にそういったものを導入していくに当たっても、能力を高めていく段階であったりとか、身につけてもらうやり方といったものが、確立しているものだけではないというふうに思いますので、その辺はぜひ、より実践的になるようにやっていただき

いなと思いますが、いかがでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 先ほどの名簿にもございましたとおり、私立園、認証保育園、認可保育園、様々な園形態の皆様に入っただいておりますので、やはりそこは実践的に、認証ではこれはちょっと難しいですとか、そういうことがあれば、実践編の中でその事例を変えていくということはもちろん考えていきますし、よりそういったところに対応できるような形で、ぜひ、実践編は作り上げていきたいと思います。

○はまもり委員 はい。お願いします。

○山本指導課長 先ほど来幼稚園・保育園の教職員の多忙感、負担解消というようなお話が出ております。そこについても教育委員会としては非常に高い課題意識を感じているところです。今、お話のあるこの実践編につきましては、様々な校種、役職の方に入っただきまして、これまでの実践の中でよかった事例等々をふんだんに掲載させていただく予定です。そのことによりまして、本当に目の前のお子さんに対してどう対応していくかということではあるんですけども、ゼロから調べる時間がない先生方にも、これを少し手にしていただいて参考にさせていただくということで、よりよい実践が短い時間で調べることができて、よりよい保育・教育につながればいいかなというふうに感じているところです。

○西岡委員長 はい。大丈夫ですか。

○はまもり委員 はい。

○西岡委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

この就学前プログラムの改訂については、いろいろと本当にご尽力いただいたと思います。ちょっと私からもお願いがあるんですけども、やはり国の方針で全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充という面で、従前から私も申し上げますように、無園児、いわゆる未就園児の方々も取り残されないようにしていただきたいんですね。なので、仮称ではありますけれども、子ども誰でも通園制度というのが創設されるかと思いますが、ぜひ千代田区のほうでも、これは就学前プログラムはもちろん通園していらっしゃるお子さん対象なので、通園していらっしゃるお子さんたちにも、ぜひ、拡充していただきたいと思いますが、そういう方針は、今、区としてはどういうふうになっていますでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 もちろん誰一人取り残すことなく、こういったことを、就学前プログラムを含めて保育・教育をやっていくということは区の基本ではございます。そういった中で、やはり無園児と言われるお子様がいらっしゃるようであれば、こういった形で保育・教育をやっていくのかということについては考えていかなければいけないとは思っております。ただ、それをどうつなげていくのかというのは、現段階ではまだ検討段階でございますので、そういったことも踏まえて、計画のほうができただけには、また改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

○西岡委員長 はい。ぜひ、格差がないようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、（6）就学前プログラムの改訂（中間報告）について質疑を終了いたします。

次に、（7）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度）の支給について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、子育て世帯に対する特別給付金につきましてご説明をさせていただきます。教育委員会資料7をご覧ください。

今年度も低所得の子育て世帯に対しまして、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給させていただくものでございます。

2番の対象をご覧ください。（1）ひとり親世帯、こちら、令和5年3月分児童扶養手当受給者、こちらがまず対象という形になります。そのほか②に書いてございますように、公的年金受給によりまして、児童扶養手当が対象とならない世帯の方も対象とさせていただくものでございます。そのほか③に書いてございますが、この上記に該当しない世帯のうち、家計が急変してしまって、1年間の収入の見込額、こちらが児童扶養手当受給世帯と同じぐらいの状況になった世帯、こちらが家計急変者ということで対象に入れさせていただいております。

次に、（2）その他世帯への給付でございます。こちらは①のとおり、令和4年度低所得の子育て世帯の特別給付金、こちらを千代田区から受給した世帯が対象になります。このほか、②のように、こちらが家計が急変して収入見込額等が住民税非課税世帯と同水準になった世帯を家計急変者として対象に入れさせていただいているところでございます。なお、このひとり親に対しましての給付が今年度で4回目、そしてその他世帯への給付につきましては今年度で3回目になりまして、二つ同じような時期に給付させていただきますのが今回で3回目というような状況でございます。

次に、支給方法でございます。上記の2（1）の①の児童扶養手当受給者と、2の（2）その他世帯の方の①の世帯の方につきましては申請が要らないということで、自動的に手当て登録をいただいている口座に振り込ませていただくというような流れになってございます。これら以外の方につきましては申請が必要ということでございまして、申請を頂き支給をさせていただくというものでございます。

次に、4番、予定経費でございます。7,567万8,000円を見込んでおりまして、全額国庫負担というところでございます。こちらにつきましては、迅速に給付を行わせていただく観点から、給付の準備事務と給付に関しまして予備費を充用させていただきまして、事前に手続を進めさせていただいているところでございます。経費の内訳につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

5番、スケジュールでございます。（1）申請不要の方につきましては、既に5月の31日水曜日に給付をさせていただいております。（2）申請が必要な方でございます。家計急変者などでございますが、こちらは6月1日から受付を開始しておりまして、来年の2月29日までの申請、支給をさせていただくという流れでございます。

裏面をご覧ください。周知でございます。こちら、これまで5月20日号及び6月5日号の広報紙で周知をさせていただきましたほか、ホームページで掲載をさせていただきご案内をさせていただいているところでございます。今後、申請のお客様もお見えになってまいりますので、こういった方につきましては、随時申請の状況も見ながら、可能な範囲で申請勧奨をしていきたいというふうに考えているところでございます。

7番に過去の実績といたしまして、令和2年度からの状況を載せさせていただいております。

ところでございます。後ほどご覧を頂ければと思います。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 今回で4回目、今年度ということなんですけれども、今年度の今後のスケジュールがありましたら教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 今年度の給付はこちらの給付で終了ということになりまして、来年度以降につきましてはまだ分からない状況でございます。

○はまもり委員 分かりました。ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○おのでら副委員長 事務費について教えていただきたいんですが、過去の支給金額、予算の金額とかを見ますと、児童数に対して今年は372万2,000円でちょっと少なめになっていると思うんですが、この辺りの、何というんですか、内訳というか、決まり方というか、そういったものを教えていただけますでしょうか。特に、例えば令和4年だと635万円、で、児童数825だったと思うんですが、今回は1,000人で少なくなっている。結構その他世帯についてはぶれが大きいように思うので、そこを教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 システム経費というところが結構大きなウエートを占めておるところでございまして、過去の事例等々、これまでの経験等々もありまして、システム経費が少なくなってきたというところは事実としてございます。そのような関係から、今年度の事務費ですね、特にその他世帯の事務費は少なくなっているというような状況がございまして。

○おのでら副委員長 システム経費はその他世帯に関してのみかかってくるというような感じなんですか。ひとり親世帯についてはぶれずに同じような金額になっていますけれども、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 そういうものでもございまして、ひとり親世帯でもその他世帯でも、経費としては見積りの段階では同じ状況でございましてけれども、それぞれ具体的にどうしていくというのはありますけれども、二つ含んでいる数でございまして。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 申請不要の方は5月31日に支給済みと。問題はこの申請が必要な方、家計急変者等の方、6月1日から来年の2月29日までに申請、支給とありますけれども、この裏の実績を見ても、その他世帯825の児童数に対して663。決算がですね。この予算の見込みの数というのは、大体どのような計算で見込みを出しているのか。あと決算での663、令和4年度だと638、この数字というのは、対象の方のどれぐらいの方に支給されていると見込んでいるのか、その辺を分かりませんか。

○小阿瀬子育て推進課長 予算上の見込みをどのようにしたのかということと、あと全体で予算からどれぐらいの執行をしているのかということのご質問かと思っております。

見込みにつきましては、これまでの実績等々を踏まえまして数を算定した後に、どうしても家計急変の世帯というところがちょっと読みにくいところもございまして、若干バッファを持たせて、つくっているところもございまして。こうしたことから今年度はひとり親世帯で400人、その他世帯では1,000人というような形で算定をさせていただいた



ところでございます。それぞれ予算額からは割戻しという形になりますけれども、現状、今年で言いますと――あ、そうか、昨年度ですね。ひとり親世帯につきましては大体66%ぐらいになるかと思えます。その他世帯につきましては77%ぐらいに支給をしているというような状況になっているかと思えます。

○牛尾委員 ごめんなさい。予算の人数での割合というよりは、何ていうかな、本当に必要な方、受けられるけれども受けられなかった、知らなくて、申請し忘れとか、自動的に振り込まれる方はいいですよ。そうじゃなくて、その家計急変世帯とか、その他の世帯で、申請しなければいけないけれども、その中のうち大体この638というのは、分からないかもしれないけど、どれぐらいの必要な方がいて、そのうちどれぐらいの割合が受け取られたというふうに考えていらっしゃるのかということなんです。

○小阿瀬子育て推進課長 昨年度の実績で申しますと、ひとり親世帯の内訳でございますが、283件ですかね、すみません、昨年度、ひとり親283件のうち申請が要らない方が222件。そのほか……

○牛尾委員 分からないかな。

○小阿瀬子育て推進課長 公的年金の受給者の方が16人。家計急変者が45人という内訳でございます。続きまして、その他世帯でございます。644件のうち、昨年度は、ごめんなさい、825ですね。申し訳ございません。ごめんなさい。663件かな。ごめんなさい。令和4年度が、「分かるんですか」と呼ぶ者あり）多分これが合っていると思います。

○西岡委員長 暫時休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時21分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

それでは、答弁のほうからよろしく願いいたします。

子育て推進課長。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、昨年度の支給実績のうち、申請の要らない方の数でございますけれども、その他世帯の数につきましては32人という状況でございます。それで、なかなか家計急変世帯に対して何件かというのはちょっと申し上げにくいところがございますけれども、私ども様々手当と医療の事業を行っておりますけれども、その中で持っている情報で、可能な限り、そういった方への申請勧奨を、状況を見て行っていきいたいというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 なかなか家計が、急変した世帯がどれぐらいだとつかむのは、やっぱりなかなか大変だと思う、区のほうで。やっぱり、申告しなきゃいけないですから。ただ、やはりこうした給付が行われる、受けられる資格があるのになかなか知らなくて受けられなかったとか、あとはなかなか家計が急変したというふうなことを申し述べるのがためらわれるというような家庭があって、それで受けられなかったということがあると、やっぱり残念だと思うんで、そこはしっかり区のほうでの広報、周知、だから、昨年、一昨年受けた方が今回どうだろうかというような調査なり、そういったことはしっかりやっていただいて、なるべく多くの方がこういった手当を受けられるように手だてを打っていただきたい

と思いますので、そこについてはいかがですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 申請漏れがないように、こちらとしても持ち得る情報を最大限活用させていただきまして、申請勸奨のほうを行ってまいりたいというふうに思っております。

○西岡委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（７）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和５年度）の支給について質疑を終了いたします。

次に、（８）（仮称）まなびの森保育園神保町の開園について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、（仮称）まなびの森保育園神保町の開園につきまして、教育委員会資料８に基づいてご説明をさせていただきます。

物資納入の遅れなどで開園が遅れておりました本保育園でございますけれども、予定どおり８月１日に開園できる運びとなりましたので、本日、概要等をご報告させていただくものでございます。仮称とついてございますけれども、こちら認可が下りましたら仮称が取れてくるというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、１番、開園日でございますが、８月１日でございます。施設概要でございますけれども、名称、所在地はご覧のとおりでございます。所在地につきましては旧高齢者センター跡地のほうに建設をしているものでございます。設置の形態につきましては新規設置ということで、民間の認可保育園というところでございます。

４番、設置運営事業者でございますが、株式会社こどもの森、国分寺にある運営事業者でございます。

５番、開所日・開所時間でございますけれども、祝日や年末年始を除きまして月曜日から土曜日まで７時半から２０時３０分までを予定しているところでございます。

土地と建物の権利関係でございますが、土地は千代田区が所有しておりまして、建物は株式会社こどもの森が所有という状況でございます。

定員につきましては、合計１００名となりまして、歳児の内訳はご覧のとおりでございます。

３番、開園までのスケジュールでございます。現在、（１）のとおり、６月１日より入園の受付を開始してございまして、窓口ですとかホームページで案内をしているところでございます。６月中旬でございますが、保育者向けの現場説明会、こちら利用を考えていらっしゃる方の現場説明会を行う予定でございます。日にちが確定しまして６月１６日金曜日の夕方と６月１７日土曜日の午前・午後で行いたいというふうに考えておるところでございます。

（３）には、７月下旬になりますけれども、区民そして関係者向けの内覧会を行う予定でございます。こうしたことを経まして８月１日に開園という流れでございます。

委員の皆様には、この７月下旬の区民及び関係者向け内覧会、こちらを別途ご案内させていただきたいと思っております。お越しをいただければというふうに思っているところでございます。

概要につきましては、簡単ではございますけれども、ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 2点教えてください。まだ工事中で曖昧模糊とした感じだったんですが、公園の中にあるような建物でした。それで子どもたちの区分と、その公園の区分というのは仕切りがあるかどうかを知りたいです。もう一つが、中の建物がガラス張りになっていて、ちょっと2・3階だと思うんですが、吹き抜けになっていて大きい木のような遊具があったんですね。だからかなり高いものだと思うんですが、あれは子どもたちが登るためのものかどうかというのを教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 まず1点目の仕切りの件でございますが、これは公園と保育園の間に仕切りができる予定でございます。

2点目の遊具の件でございます。こちら2階から4階吹き抜けになってございまして、ジャックと豆の木をモチーフにした、吹き抜けの木の遊具になっておりまして、そこに各階ごとにネットを配しまして、一応登れるような遊具になっておりますけれども、安全性には十分配慮をしている遊具になっているというふうに認識してございます。

○白川委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 様々ないろいろな事情もあって、もう遅れ遅れになって、ようやく8月の開園というふうになりましたけれども、ちょっと保護者の方では、ここを希望して、開園が遅れるということで、ほかの認可に行かざるを得なかったというお母さん方もいらっしゃいますが、そうした方々への周知というのはいかがされるのか。ホームページでの周知で終わるんですか。それとも希望してどこかの園に行っちゃったという方についてはどのような周知をされるのか。

○小阿瀬子育て推進課長 これまで、委員ご指摘のとおり、物資納入の遅れ等々で開園時期を何度か変更してきた経緯がありまして、都度、区民の皆さん、利用者の皆さんにはお知らせをお送りしまして、周知をしまいたところでございます。入園の申込みにつきましても、そういった経緯もありまして、利用を想定されている方の関心はかなり高いというふうに私ども認識はしておるところでございまして、今回、ホームページでの周知、また窓口で申し上げるといところで周知をさせていただいておるところでございます。そういった意味で、想定をされる方については情報のほうは行き渡っているというふうに認識をしておるところでございます。

○牛尾委員 はい。

○えごし委員 今、入園受付を開始されていると思うんですが、入園者の決定というのは大体どのくらい、何日ぐらいなのでしょう。

○小阿瀬子育て推進課長 6月下旬の予定でございます。

○えごし委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかにございませんか。大丈夫かな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（8）（仮称）まなびの森保育園神保町の開園について質疑を終了いたします。

次に、（9）メレーズ軽井沢食事料金の改定について、理事者からの説明を求めます。

○赤海子ども施設課長 それでは、教育委員会資料9に基づきまして、メレーズ軽井沢食

事料金の改定につきまして、ご説明、ご報告申し上げます。

メレーズ軽井沢は、軽井沢少年自然の家Ⅱ期施設としまして、区内在住、在勤、在学者の方々の研修ですとかレクリエーション、また保養の関係などご宿泊でご活用いただいているところでございますが、こちら昨今の急激な物価高騰に伴いまして、メレーズ軽井沢での食材費の負担が増えております。よって、現在の食事内容での提供継続が困難となってきておりますことから、食事料金を改定させていただくものでございます。

2番、改定の内容です。通常期の大人夕食料金を1,800円から1,900円に、朝食を600円から700円に、年末年始の大人朝・夕食料金を4,200円から4,400円に、子どもの朝・夕食料金を3,100円から3,300円にそれぞれ改定を予定しているものでございます。なお、こちら食事料金につきましては、千代田区少年自然の家条例施行規則に規定がされておりますことから、この規則の改正につきまして、教育委員会に諮る予定でございます。

3番、改定日ですが、令和5年10月1日からとなっております。

4番、改定に伴う対応、今後の予定でございますが、今申し上げましたとおり、6月13日、教育委員会にて規則の一部改正をお諮りしまして、（2）周知といたしまして、広報千代田6月20日号のほか、区及びメレーズ軽井沢のホームページで、やはり6月20日に周知の掲載をさせていただく予定でございます。また、その他といたしまして、10月1日以降の宿泊分からとご説明を差し上げているところでございますが、一方で、9月24日から10月2日の期間で当該施設のボイラー改修工事に伴う臨時休館をさせていただく予定がございます。また、10月3日、4日に休館を予定させていただいておりますことから、改定後の食事料金の実質的な適用は10月5日の宿泊分からとなります。なお、10月1日以降の宿泊予約に関しましては7月1日から開始するという前提でございます。

ご報告、ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら副委員長 ちょっと細かいですけども、子どもの料金、通常期の夕食の子ども料金は1,300円で改定はされなかったと。年末年始については、子どもが3,100円から改定後3,300円に200円上がったと。子どもを通常期上げないのであれば、こちらの年末年始も上げないということも考えられたんじゃないかと思うんですけど、この辺りはどのようにお考えになってこのようにされたんでしょうか。

○赤海子ども施設課長 こちら計算するに当たりまして、2020年の消費者物価指数を基準にしまして、今日までの上げ幅を主要な食料品というんでしょうか、そういったもので、まず見させていただいております。かなり品目が多いんですが、その中でも主要なものということでやったところ約4.5%程度の上昇が見込まれたと。これは令和2年度に一度食事料金改定をさせていただいているところなんですけれども、そちらのときの計算に合わせてまず行ったという前提がございます。その中で、今回それぞれ5%程度の値上げをさせていただこうというような前提に立ちました。ただ、こちら規則上はこのように表を分けさせていただいているんですけども、お客様からご料金を頂くときに、特にこの通常期に関しましては、夕食と朝食を合算して頂戴をしているという現実的な状況がございました。この合算した中で5%を掛けた後に100円単位を切り捨てたりしたような状況の中で、今回、お子さんの夕食の1,300円が上げ幅として100円に満たないよ

うな状況がございましたもので、こちらはちょっと変化がなかったというような状況でございます。

○おのでら副委員長 ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（9）メレーズ軽井沢食事料金の改定について質疑を終了いたします。

次に、（10）千代田区立九段中等教育学校の入学等あり方検討について、理事者からの説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、千代田区立九段中等教育学校の入学等あり方検討につきまして、教育委員会資料10に基づきご報告させていただきます。

資料項番1、検討会の設置をご覧ください。これまで九段中等教育学校の入学者決定については、都立中等教育学校の入学者決定要綱に準ずる形で男女別定員を定めております。しかし、社会的にジェンダー平等の意識が高まる中、九段中等教育学校における入学者決定要件についても見直す必要があると考え、令和5年度より「千代田区立中等教育学校入学等あり方検討会」を設置し、入学要件についての報告書を取りまとめ、教育委員会の審議を経た上で方針を決定することといたします。

次に、資料項番2、検討会の構成でございますが、①の学識経験者2名、以下⑥までの8名の構成となっております。

次に、項番3、スケジュール（案）をご覧ください。入学要件の検討結果を令和6年度入学から適用させると想定し、令和5年4月から6月で計3回の検討会を実施。同7月から12月で入学要件についての検討結果の周知と、入学者決定に関する実施要綱策定及び公表。令和6年1月から3月で出願及び適性検査を実施の上、令和6年度の入学者を決定することとしております。

その下の表でございます。検討に基づく入学までの流れを時系列でお示ししたものでございます。

最後に、本委員会へのご報告がこのタイミングになりましたことは、今年3月の予算特別委員会総括質疑のジェンダー平等についてのご質問、九段中等教育学校の男女別定員の問題、ここで九段中等教育学校性別の定員枠について、最低の合格ラインで男子は受かったが女子は落ちてしまうという不平等が、ジェンダー平等に反する状況が発生していると。東京都においては、普通科高校の男女別定員枠、こちらを令和4年度、5年度で段階的に10%、20%緩和をし、そして令和6年度以降の早い時期に撤廃するという方向性が示されていることを踏まえ、千代田区教育委員会としてはこの検討はどうなっているのかという質問がございました。それに対し、東京都の動きに注視しつつ、令和4年度は教育委員会事務局レベルでの検討にとどまっておりましたが、令和5年度からは教育委員会が主体となって、この入学要件の見直しについて検討を進めてまいりますという答弁をしております。こちらを踏まえて、令和4年から検討会を設置し具体の検討に入ったものでございます。今後、検討会の結果報告を踏まえた教育委員会の方針決定など、本委員会へは適宜ご報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 これって何を検討するんですか。当たり前だと思うんだけど。

○大塚学務課長 やはり学識者、有識者の方からも専門的知見から意見を頂きたいということ、それと、この検討会の中で、既に中等教育学校、他県等でも男女枠、定員枠を撤廃しているところや、まだ引き続き男女枠別の定員を設けて入学者を決定しているところ、そういったところからのヒアリング調査、それから、民間機関のヒアリング調査などのご意見なども勘案して、検討会の中で意見を頂き、一番大きなところは、男女別定員枠の廃止という問題、それと、それに伴って発生するであろう課題等の整理、そういったことを今やっているところでございます。

○牛尾委員 様々な都道府県の、あとはほかの学校の状況を聞くというのは非常に大事なことなんだけれども、何ていうかな、枠を撤廃してということについては結構ハードルがあるということなんですか、だからいろんな検討をしなきゃいけないということなの。

○大塚学務課長 ハードルということではないと考えております。

○牛尾委員 確認しますけれども、これはもう先ほどその最低ラインが違っているというような不平等もあったと。で、今、東京都でも撤廃に向けて、男女枠の撤廃をするということで、これ検討会をつくるんだけど、撤廃する方向だと、その上での検討だということではよろしいんですね、これは、

○大塚学務課長 一応、教育委員会の事務局としては撤廃を視野に入れて、この検討会を設置しているのは事実でございます。ただし、撤廃ありきでスタート、この検討に入っているのではないということは申し上げておきます。

○牛尾委員 これ、検討会でまだ早いんじゃないかとかいうような意見が出たと、それでまとまったら、これは残るとということ、男女の枠は。

○大塚学務課長 検討会でのこの内容、検討結果は、報告書という形でまとめていただき、教育委員会のほうに提出していただくことになっております。教育委員会のほうでは、この報告結果を踏まえて、見直しの内容を審議し、あくまでも教育委員会としてこの入学要件について見直しをどうするかという決定をいたしますので、ご理解いただきたいと思えます。

○牛尾委員 まあね、男女の枠を残せというようなことにはならないとは思いますが、さすがにね。そこはしっかり教育委員会では撤廃させる方向で考えているとおっしゃったんで、ぜひそのような方向になるように議論をしっかりとやっていただきたいと思えますので、そこはよろしく願います。

○大塚学務課長 ただいまのご指摘を踏まえまして、まだ検討会実施が残っておりますので、委員さんのご意見、集約をしっかりとさせていただいて今後の対応に臨みたいと思えます。また、これ、仮に男女枠が撤廃となると、その後のフォロー、それによって生じる様々な課題も整理して、以降も取組は続いていくと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願います。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（10）千代田区立九段中等教育学校の入学等あり方検討につ

いて質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時35分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

子育て推進課長。

○小阿瀬子育て推進課長 申し訳ございません。先ほど給付金のところで、ひとり親とその他世帯の申請方の数を申し上げさせていただきましたが、ちょっと誤りがございましたので、正しい数を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、ひとり親のほうですが、申請があったものが54件でございます。その他世帯が2件でございます。大変申し訳ございません。訂正は以上でございます。

○西岡委員長 はい。委員の方、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、今から保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（1）電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金について、理事者からの説明を求めます。

○大松生活支援課長 それでは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金について、お手元の保健福祉部資料1に基づきご説明いたします。

まず資料1の概要にございますように、政府はその物価・賃金・生活総合対策本部において、国の交付金である電力・ガス・食料品等重点支援地方交付金の増額・強化等を措置いたしました。これを基に、本区が低所得者の独自支援事業を検討している旨のいわゆる頭出しの報告でございます。

早速ですが、1枚おめくりいただきまして横書きの資料になりますが、まず資料の一番左側に白い丸がございます。まずこの内容につきましては、2番目の丸、対象事業としてございますように、①の住民税非課税世帯を対象とした低所得者支援枠、それ以外の②の推奨事業メニューとして、住民税非課税世帯以外の生活者や事業者支援のメニューの大きく分けて二つの内容になっております。そして、まず①の低所得者支援枠につきましては、住民税非課税世帯に対し、1世帯3万円の給付を内容とするものでございます。次に、②の推奨事業メニューにつきましては、住民税非課税世帯とは別に、物価高騰で影響を受ける生活者、事業者の支援を想定したものでございます。

恐れ入りますが、裏面に移っていただきまして、今申し上げたことと重複いたしますが、まずⅠの低所得者支援枠につきましては、ここでも記されておりますように、住民税非課税世帯に対し1世帯3万円の給付を内容とするものでございます。

次に、Ⅱの推奨事業メニューにつきましては、ご覧のとおり、①から⑧まで幾つかございますが、その中で①にございますように、住民税非課税世帯以外の低所得者支援を想定したメニューがございます。本区はこれらの内容に基づきまして、この交付金を活用いたしまして電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増に関して、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対して独自の支援事業を検討しております。

簡単ではございますが、以上、資料の説明でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。本件も第2回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようご協力ください。概括的な質疑や資料要求などありましたらお願いいたします。

○牛尾委員 中身に入らないようにですけども、推奨事業メニュー①から⑧の全体を見て対象にするのかどうかというのと、あとは他区でも同じような事業をやると思うんですけど、他区の状況はどうかというのがもし分かれば、次でもいいんでお知らせしていただければなと思います。

○大松生活支援課長 まず最初の一つ目のご質問でございますが、私どもとしては①から⑧番を見た上で、低所得者に該当するところは①番だということで、この①番を検討しております。

次に、2番目の他区の状況でございますが、他区は、私の知ります限り、住民税非課税世帯以外の低所得者にも給付の方向で検討している区が複数ございます。

○細越保健福祉部長 ちょっと今の課長の答弁を補足させていただきます。

牛尾委員のご質問の趣旨は、最初の質問は、この推奨メニューの①から⑧がセットなのかというご質問かなと思いますので、この中で自治体の裁量でどれかを選んで構わないということでございます。もちろん全部やっても構いませんけれども、この中で区としてやるものがあれば補助しますよと、そういうことでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 先ほども対象の話が出ましたけれども、こちら事業者であったりとか生活支援の対象者の数とか規模とか、その辺は後ほど資料で見せていただくことは可能ですか。これは、今、文章として説明があると思うんですけども、例えば医療・介護・保育施設が何件対象になっているとか、そういうものは出すことは可能なんでしょうか。

○西岡委員長 いかがですか、出せますか。

○大松生活支援課長 私どものほうで、医療・介護施設の数のほうは、申し訳ないんですが把握しておりません。

○はまもり委員 今、数を、本当のそのままの数を知りたいというよりも、推奨事業メニューとして7,000億を上げている根拠として、一体どのような事業にどれぐらいの数を想定しているのかといった、その辺が分かればいいかと思うんですけども、いかがでしょうか。（「中身に入る……」と呼ぶ者あり）それは中身になっちゃうのか。

○西岡委員長 一旦休憩させていただきます。

午後3時52分休憩

午後3時54分再開

○西岡委員長 再開いたします。

ただいまご質疑がありましたが、これは、この資料ですが、国の方針について全体像を示しただけですので、今回の資料請求はないということですのでよろしいですね。（発言する者あり）はい。

そのほか、特にございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（1）電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付



金について質疑を終了いたします。

次に、（２）国民健康保険料及び介護保険料の減免に係る規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 それでは、国民健康保険料及び介護保険料の減免に係る規定整備につきまして、保健福祉部資料２に基づきましてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険料及び介護保険料の減免につきましては、昨年、令和４年第２回区議会定例会におきまして条例の一部を改正する条例を議決いただいております。今回は資料の１、規定整備の目的に記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対し、過年度分の保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行うため必要な規定を整備するものでございます。

次に、２、規定整備の内容についてでございますが、国民健康保険料及び介護保険料の減免の対象となる年度は令和３年度分から令和４年度分の保険料、令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの納期限の保険料となっております。なお、減免要件につきましては令和４年度と変更はありません。

参考資料として、国民健康保険料及び介護保険料の減免の概要を添付してございます。

最後に、規定整備を行う条例につきましては、千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例で、令和５年第２回区議会定例会に条例の一部を改正する議案を上程する予定でございます。

ご説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。本件も第２回定例会で議案になる予定の案件ですので事前審査とならないようご協力ください。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 特にございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（２）国民健康保険料及び介護保険料の減免に係る規定整備について質疑を終了いたします。

次に、（３）令和５年度ねずみ対策事業について、理事者からの説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料３、令和５年度ねずみ対策事業について説明いたします。

初めに、ねずみ対策を実施する背景について、簡単に説明をいたします。ねずみは病原菌や食中毒菌を媒介する公衆衛生上対策が必要な哺乳類でございます。一般に都市部で問題となるねずみはドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミの３種類、屋外ではドブネズミ、屋内ではクマネズミによる被害が多くなる傾向にございます。区内におきましては、ねずみに関する問合せは平成３０年度以前は年間５０件程度でございましたが、それ以降増え始めまして、ここ数年は年間およそ２００件前後、相談内容の多くはドブネズミによるものと推定される事例が増えております。ねずみが繁殖するためには、水、食べ物が十分に供給され、繁殖できる場所が確保されている環境が必須条件であり、区内にはその条件を満たす場所が増えてきていると思われまふ。ねずみが増える要因を突き止め、衛生上問題

とならない程度に生息数を減らしていくためには、ねずみが住みにくい環境をつくり出していき継続的な取組が効果的なねずみ対策につながると考えております。

では、具体的な令和5年度のねずみ対策事業について説明いたします。保健福祉部資料3をご覧ください。

まず初めに事業体制についてです。区内で増加しておりますドブネズミの生息実態を把握し、効果的な対策を講じていくために、今年度より地域調査・駆除はプロポーザルで選定した業者に委託し、保健所生活衛生課、各出張所、町会、清掃事務所、道路・公園の管理者などと連携しながら実施をまいります。

続きまして、2、事業内容について説明いたします。本事業につきましては、今年度を初年度とし3年程度継続して実施する予定でございます。

まず（1）全域生息実態調査。区内全域の生息調査を行い、客観的なドブネズミの生息データを取り、対策が必要な地域の抽出、効果的な対策の検討及びその対策を講じた後の効果の有無を科学的に把握する目的で実施する調査でございます。二つ方法がありまして、ア、定点観測、本調査は初夏と冬季の2回に分けて実施します。区内のねずみの生息数分布、季節変化などを把握する目的で実施するものです。

参考資料1をご覧ください。資料3の裏面にございます。この上の黒いボックスが設置する調査箱です。外見からは確認できませんが、中にねずみが好む餌が入っておりまして、一定期間における餌の食べる量の減少具合からねずみの生息数を概算して推定する調査でございます。区内100か所、1町会1か所を基本に、生ごみの集積場所付近を候補として、1地点当たり複数個の調査ボックスを設置いたします。設置場所は公道歩道の植え込みのほか、許可が得られた私有地に設置する予定です。区内を8か所に分けて調査しまして、1回の調査期間は2か月から2か月半を予定しております。8か所の分け方は次のイの生態捕獲調査のところで詳しく説明いたします。

次に、イ、生態捕獲調査について説明いたします。定点観測とは別に、ドブネズミ生息数が多いと予想されています地域において、捕獲かごによる生体の捕獲調査、具体的にはねずみの種類、体重、寄生虫の有無、病原体の有無などの調査を行います。実施期間は4月の終わりから12月末まで、捕獲予定数は180匹程度を予定しております。

再び参考資料1をご覧ください。下段の金属製の籠わなを用いて捕獲いたします。籠の中の餌にねずみが触ると扉が閉まる構造です。万が一、籠の中に子どもが手を入れたとしてもけがをするような強度がある扉の閉まり方はしないものでございます。

続きまして、参考資料2をご覧ください。先ほど説明いたしましたアの定点観測と同様に、区内を8か所に分けて、順に生体捕獲を実施してまいります。実施予定時期は、参考資料2の白抜き四角の中に記述したとおりで、区の東側より反時計回りで順に実施する予定でございます。既に現在6月ですので、一部地域では調査が終了しているところです。先ほど説明いたしましたアの定点観測は、生体捕獲調査の実施時期と同じ順番で、生体捕獲調査より少し遅れて実施する予定です。全域生息実態調査は捕獲を開始する前に出張所と一緒に該当地区の町会に事前説明をした後に実施をまいります。

次に、（2）重点対策事業について説明いたします。ドブネズミに関する問合せが多い一定の地域において、調査結果を基に効果的な対策を検討し、状況に応じて駆除を含めた対策を講じることにより、ドブネズミ生息数の減少を図ります。実施地区は年間で最大5

か所程度を予定しております。本事業も、町会など地域の人々の協力が不可欠ですので、事業開始前に出張所と一緒に町会、商店街などに実施内容の説明を行って協力を仰いでまいります。

次に、（３）即時対応事業について説明いたします。ねずみに関する相談内容が比較的狭いエリア、例えば特定のマンションとか、そういった場所に限定されると判断できた場合のドブネズミ対策でございます。委託業者が現地調査を行いまして、原因と推定された施設がある場合は職員が対策と指導を行います。こちらも年間最大５か所程度を想定しております。調査状況により広域に対応の必要がある場合には、先ほど説明いたしました重点対策事業として対応してまいります。

最後に、（４）個別対応事業について説明いたします。区民などにより、ねずみに対する相談を受け、希望された場合、委託業者による現場確認と助言、殺鼠剤の無料配付を行ってまいります。実施予定数は年間１００件程度を想定しております。また、これ以外にも、今年度も引き続き保健所窓口におけるねずみ対策の助言と、必要量の殺鼠剤の無料配付を継続してまいります。保健所に殺鼠剤を取りに来るのが難しい方の場合は、各出張所の窓口でも受け取れるように柔軟に配付については手配してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 すみません。ちょっとあまりネズミについてはそんなに…… これ、参考資料の調査、大体４月から始まって年内１２月まで順々に調査していくと説明されたじゃないですか。これはネズミは１年中通しての量というのかな、あんまり変わらないものなんですか。それとも冬になると動きがなくなるとか、それだとあんまり意味がないなと思うんですけど、その辺いかがなんでしょうか。

○市川生活衛生課長 ネズミにつきましては、一般的には主にちょうど今頃の時期から盛んに繁殖をして、冬季は繁殖が抑えられるだろうというのが言われておるんですけども、ただ、繁殖条件が整っていれば年中子どもを産んで増えていくという傾向にありますので、その辺のところは千代田区の場合はどうなのかというデータが実は全然ない、今のところ持ち合わせていないので、そのデータを取りたいというのがまず一つと。それからあと、実際に、一部地域につきましては、これまでもネズミ対策としてネズミを減らす取組を行っておりますので、そういった地域とそうじゃない地域とどのくらい違いがあるのかとか、あるいは生息数が多いというふうに判断された地区について、秋以降に対策を行って、その結果が冬になってどのくらい減っているのかというのの判定を併せて確認をしたいと、そういう意図で調査をするものでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 ほかにございませんか。

○白川委員 殺鼠剤って、かなり毒性が強いものを無料で貸し出すというときに、ちょっと何か安全性の担保みたいなものが欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 まず殺鼠剤なんですけども、現在、保健所で配付しておりますものは即効性のある薬剤ではございませんで、ワルファリン系という殺鼠剤なんですけども、基本的にはネズミが食べると、しばらくしてから体の中で出血が止まらなくなって、それで死に至るといふ毒物でございます。ですから、一時期殺鼠剤として問題になりました

た、例えばヒ素系とか、そういった即効性のある毒物ではありません。それからあと、ネズミに実際どういうふうに餌を食べさせるかという方法につきましては、人や特に子どもとか、散歩している犬とか猫が間違っただけで食べないように、基本的には、直接例えば道端に餌を置いておくのではなくて、ネズミがまず生息しております巣穴を家の周囲で探していただいて、巣穴がありましたらその巣穴の中に直接毒餌を投入していただくというような形で駆除するようにご案内をしております。よくやり方が分からないという場合には、専門業者による指導も併せて行ってまいりたいと考えております。

○西岡委員長 はい。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 それでは、（３）令和５年度ねずみ対策事業について質疑を終了いたします。

次に、（４）新型コロナウイルスワクチン接種における集団接種会場の一時休止等について、理事者からの説明を求めます。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 新型コロナウイルスワクチン接種における集団接種会場の一時休止等について、保健福祉部資料４に基づきご説明いたします。

令和５年度のワクチン接種の方針は、重症者の低減を目的とし、重症化リスクの高い方を対象とした「春開始接種」と５歳以上を対象とする「秋開始接種」を全額公費で実施することは３月８日の保健福祉委員会で既にご報告をさせていただいております。その中でも集団接種会場については、接種期間をより絞った短期集中での開設になる見通しとご案内させていただいたところです。その具体が決まりましたのでご報告するものでございます。

まず、項番１の接種方針のまた書き以降のところの記載をご覧ください。安定的な制度の下での接種への移行を見据え、集団接種会場を積極的に活用した体制から個別医療機関を中心とする体制への移行を進めるとございます。この意図といたしましては、今までのワクチン接種は短期間で集中的に接種を行うため、集団接種会場を設置して迅速なワクチン接種に努めてまいりましたが、今後、通常の定期接種は個別医療機関における個別接種が基本となってくるため、来年度以降の定期接種化への移行をスムーズにするため、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めるものでございます。

項番２の接種対象者のところをご覧ください。接種対象者は、今年度は、春開始接種の期間は５月から８月末までの間、春開始接種は高齢者など重症化リスクの高い方の接種となっておりますので、主に６５歳以上の人口と基礎疾患のある方などを集計した約１万５、０００人が対象となっております。秋開始接種の期間は９月から１２月の予定で５歳以上の方が対象ですので、１２歳以上人口と小児の人口を合わせて約６万６、０００人が対象となります。６か月以上４歳までの乳幼児につきましては通年での実施でございます。こちらは約２、４００人となっております。

項番３に接種予約状況等がございますのでご覧ください。（１）が春開始接種会場における予約状況でございます。予約率としては表の一番下の欄をご覧ください。５月は８２％、６月は６月６日現在の予約状況で５２％となっております。まだ予約に余裕があるという状況でございます。また、ノババックスというワクチン、こちらは一、二回目に

接種するとされている従来型のワクチン接種ができない方対象のワクチンでございまして、こちらは大体10件程度の予約となっている状況でございます。

（2）の令和4年度接種会場別接種実績のほうをご覧ください。青が集団接種会場での接種、オレンジが個別医療機関での接種、灰色がその他としておりまして、他府県や都の集団接種会場での接種等となっております。こちらのグラフで見いただきますと、おおむね接種開始後の2か月間に接種が集中している、例えば11月、12月2か月間に接種が集中していたり、7月、8月に接種が集中していたりというようなところで、そちらがスタート開始後2か月間集中しているというグラフになってございます。

裏面のほうをご覧ください。項番4でございます。今後の接種体制でございます。先ほどの接種開始後2か月間に集団接種会場での接種が集中することから、12歳以上向けの接種については一時休止、②のノバックスワクチンの接種については、千代田区では中止をし、東京都が設置する集団接種会場へ集約、ご案内をしてみたいと考えてございます。

実施体制については、その下の表のほうをご覧ください。現在は左側の体制となっております。12歳以上の集団接種会場はそちらの3医療機関となっております。ノバックスワクチンについては、結核予防会総合健診推進センターのみの実施でございます。5歳から11歳は三楽病院、6か月から4歳までは三楽病院と東京通信病院の2か所での実施となっております。接種開始2か月を経過しましたら矢印の先の表となります。12歳以上の集団接種会場のほうはございません。春開始接種は7月からの休止、秋開始接種は一応9月からの接種開始となっておりますので、11月からの休止を予定してございます。ただし、小児、乳幼児は現行どおり継続いたします。その理由としましては、（2）の個別接種医療機関のほうをご覧ください。小児の医療機関については9か所、乳幼児は4か所となっております。個別接種の医療機関が少ない状況にあるため、集団接種会場を残すということを考えてございます。

参考といたしまして、6月5日現在の接種実績をおつけしてございます。

引き続きワクチン接種を希望される方々に速やかに接種ができるよう取り組んでまいります。

ご説明は以上でございます。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 すみません。3月8日にご説明いただいて、取りあえず全額公費負担となると。で、それ以降、今後ワクチン接種のあり方としては、例えばインフルエンザのように毎年打ったほうがいいよというふうになっていくのか、それともある程度区切った接種の方法になるのかというのが一つと、あとは負担ですよね。今回は全額公費になりますけれども、5類になってワクチン接種の負担というのが今後どうなっていくのかというのは、そういった情報はありますか。

○大谷新型コロナウイルス予防接種担当課長 現在、予防接種法の特例臨時接種として実施をしているので全額公費負担となっております。今、国のほうがこちらのワクチン接種について定期接種とするか否かというところは検討状況でございまして、現段階まだ不透明というところです。ただ、定期接種化の見込みというふうな情報のみでございます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（４）新型コロナウイルスワクチン接種における集団接種会場の一時休止等について質疑を終了いたします。

以上で日程２、報告事項を終わり、日程３、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から何かございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）はい。

それでは本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後４時１７分閉会